

天理市における一体化の検討

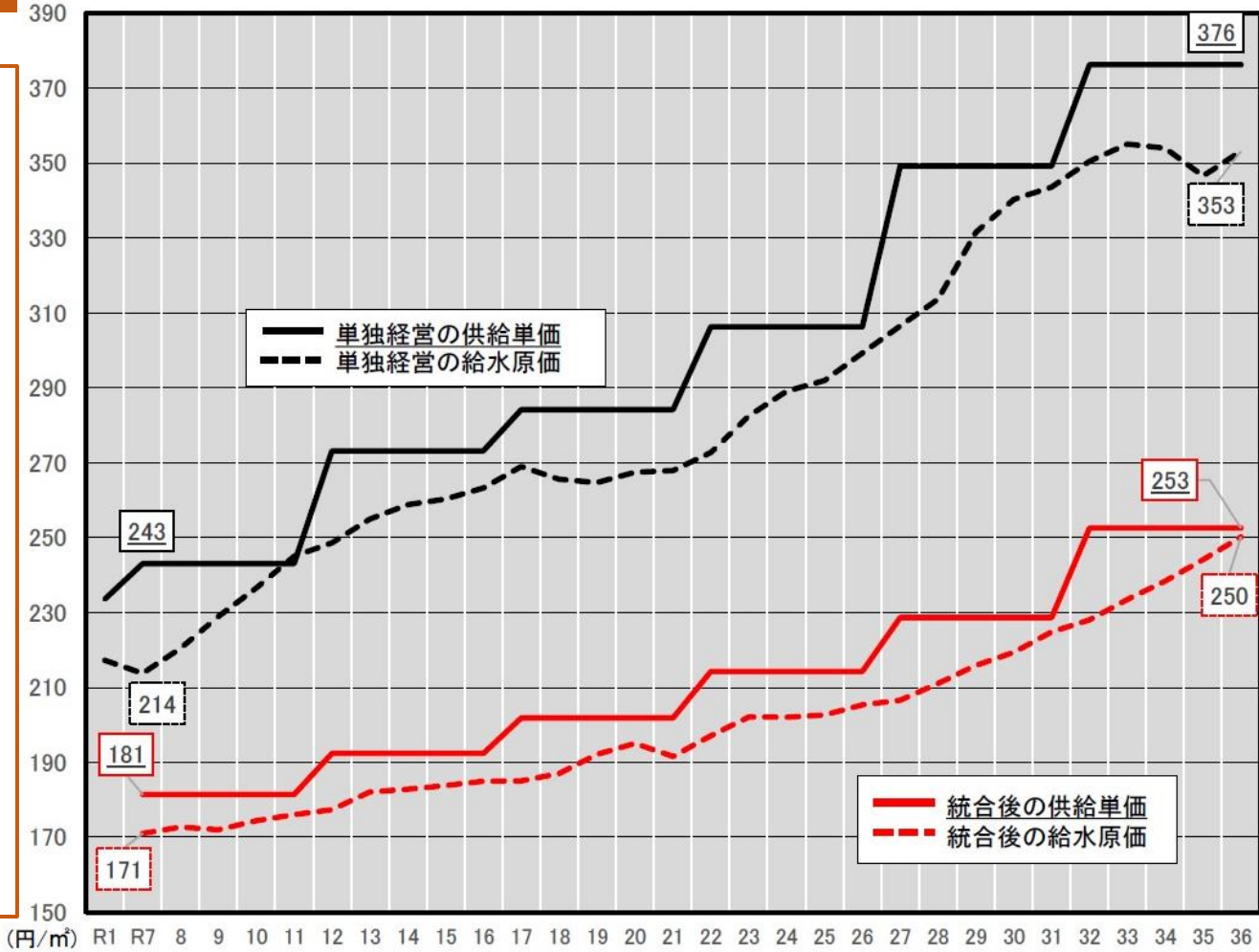
- | | |
|----------------|----|
| 1. 水道料金(供給単価) | P1 |
| 2. 施設整備 | P2 |
| 3. 企業団の組織体系・職員 | P3 |
| 4. その他 | P3 |

天理市における一体化の検討

1. 水道料金(供給単価)

単独経営	
令和7年度	243 円/m ³
令和36年度	376 円/m ³
企業団	
令和7年度	181 円/m ³
	(▲ 62 円/m ³)
令和36年度	253 円/m ³
	(▲ 123 円/m ³)
結果	
供給単価における30年間の統合メリットは、	
約 162億円	

基本計画(案P7、8)



一体化後の給水原価・供給単価の試算結果(R4年10月時点)

2. 施設整備

○管路更新

基本計画(案P4、5、6)

覚書第5条第2項で「……関係団体の更新実績を保障し、又は関係団体の水道施設整備計画を尊重するものとする。」とあり、天理市の更新スピードや地元業者への工事発注等についても、予算や事業計画等を決定する意思決定に関与出来る仕組みを構築する議論が進んでいますので、本市が現在行っている更新計画の事業費は、確保される見通しです。

現在天理市に示されている統合当初10年間の更新投資額は、過去5年間の実績平均値の10数%増しで、企業団の中でも2～3番目の高い投資額により更新を進めていくようになっていきます。
(約270.6億円/30年、平成28年度～令和2年度決算、管路の更新ペース1.06/年)

○浄水場

基本計画(案P6、7)

廃止する施設についても、統合後の広域化施設整備計画において定める廃止に時期までは活用されることを踏まえ、必要に応じた維持修繕を行う。

現在 豊井浄水場については大規模改修予定のある「令和21年度」まで、杣之内浄水場は令和2年度に改修を終えたばかりですので、「令和30年以降」までと示されています。

3. 企業団の組織体系・職員

基本計画(案P3、4)

- ・執行機関として、企業長(知事)・副企業長を置く。
(県以外の構成団体の長、行政の実務経験者)
- ・副企業長の定数、選出の考え方、任期等は令和5年度中に整理。
- ・企業長・副企業長からなる正副企業長会議で経営上の企画立案及び方針決定。
- ・重要事項の協議を行う場として、各構成団体の長で構成する運営協議会を置く。
(事業計画案、予算(各市町村への投資額)・決算案等)
- ・事務所は、企業団設立後当分の間、天理市上下水道局の事務所。(令和16年度までを目途)
- ・職員は企業団設立後当分の間、市からの派遣により対応。

4. その他

○一般会計からの繰出について

基本計画(案P10)

- ・天理市は、総務省の繰出基準に沿った基準内繰入を引き続き予定しています。
 - ・消火栓等に要する経費。
 - ・統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費。(企業債元利償還金1/2)
 - ・児童手当に要する経費。

- ・下水道事業については、企業団に引継がない。
- ・市町村が行っている下水道事業の業務のうち、引き続き企業団が行うことが適当であるものについては、各市町村の業務運営を踏まえて企業団で受託できる範囲について整理する。
(令和5年度中を目途に整理)